

薬価基準収載医薬品コード変更のご案内

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2024年3月5日付厚生労働省告示第60号にて「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件」が告示され、下記製品の薬価基準収載方式が変更になりました。それに伴い2024年4月1日から薬価基準収載医薬品コードが変更になりますのでご案内申し上げます。

今後ともなお一層のご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

謹白

記

■ 銘柄別収載から統一名収載へ変更となる品目

販売名	統一収載名	薬価基準収載医薬品コード	
		変更前	変更後
カルテオロール塩酸塩 PF 点眼液 1%「日点」	カルテオロール塩酸塩 1%1mL 点眼液	1319701Q1102	1319701Q1013
プラノプロフェン点眼液 0.1%「日点」	プラノプロフェン 0.1%1mL 点眼液	1319724Q1189	1319724Q1014
ラタノプロスト PF 点眼液 0.005%「日点」	ラタノプロスト 0.005%1mL 点眼液	1319739Q1258	1319739Q1010
ラタノプロスト点眼液 0.005%「ニッテン」	ラタノプロスト 0.005%1mL 点眼液	1319739Q1215	1319739Q1010
レボフロキサシン点眼液 0.5%「日点」	レボフロキサシン 0.5%1mL 点眼液	1319742Q1217	1319742Q1012

※収載名の変更であり、販売名の変更ではありません。

■ 統一名収載から銘柄別収載へ変更となる品目

販売名	薬価基準収載医薬品コード	
	変更前	変更後
チモロール PF 点眼液 0.25%「日点」	1319702Q1018	1319702Q1174